滋賀県文化審議会第18回会議 議事概要

1 日 時 平成29年8月2日(木)10:00~12:00

2 場 所 滋賀県庁本館第5委員会室

3 出席者 委員:中川委員(会長)、辻委員(会長代理)、東委員、伊熊委員、

川戸委員、杉江委員、田端委員、寺嶋委員、殿村委員、富永

委員、平松委員、三田村委員、南委員(13名出席)

事務局: 県民生活部福永部長、文化振興課田島課長、田村新生美術館

整備室長、小林参事、野瀬課長補佐ほか

4 議 題

- (1) 文化の振興について
- (2) 新生美術館の設計概要および 休館中の活動について
- (3) その他

ア 文化芸術振興基本法の一部改正について

イ 県の財政収支見通しについて

- 5 議事概要 以下のとおり
- 福永部長あいさつ

■ 議題

■議題1 文化の振興について

事務局

事務局より第2次滋賀県文化振興基本方針に掲げる文化振興施策の1つ目の「文化プログラムの推進による文化的資産の活用・発信」について説明

会長

今の説明に対し、ご意見ご質問があれば賜ります。

委員

文化に関して発信事業を行っておられるのなら、滋賀県の文化のポータルサイトを作って、何を行っているのか一目で見てわかるようにしないと伝わらない気がします。マイクロソフトが2年前に現代人は8秒しか集中できないというデータを発表しています。せっかく、ここまでやっておられるのですから、もっと見える化されたほうが良いのではないかと思いました。

地域の色々な文化財やお祭、民俗芸能があるので、ホームページやサー

バーで、一定の動画等があれば、県民ももう少し理解ができるし、県外の 方々にもご理解いただけると思いますので、簡単に分かる部分と、掘り下 げていく部分、併せもったものを是非、期待したいと思っております。

委員

3~4年ほど前までは、白髭神社は閑古鳥が鳴いており、2年ほど前から人気が出てきたようで、参拝客が多く2軒の飲食店はいつ行ってもほぼ満席になるようになりました。日本遺産の魅力発信事業の成果であれば素晴らしい成果ではないのかなと凄く感心しています。

委員

地域の元気創造・暮らしアート事業について、現状をお聞かせいただきたいと思います。

事務局

県民の方に滋賀の文化として素晴らしいものがあるということが、もう少し全体として分かるようなウェブサイト等を整備したほうがよいのではないかということですので、今後どのようなことが出来るのか検討していきたいと思います。

日本遺産の魅力発信につきましては、これまで必ずしも全国的に注目を 浴びていなかったものについても、ピックアップしてストーリーに仕立て やっていくという試みでして、認知度向上にも繋がってきているのではな いかと思っております。

暮らしアート事業の現状につきましては、現在、広域展開を取り組んでおります。今、物凄く広域展開ができ、全体がネットワーク化されたものが完成しているという状態にはまだ、なっていないというのが現状です。引き続き複数の団体の方に補助させていただきながら、昨年度、初めての取組として全体を網羅するようなパンフレットを構成し、広報等を協力しながら行う取組を進めております。そして今年度は、もう少しコーディネート機能を強化する形で進めていきたいと思っております。各地域で芽生えてきているものが、完全に滋賀県全体として大きな発信力を持っている状態には至っておりませんが、少しずつ進めているという現状でございます。

会長

文化振興施策の2つ目の柱である「未来の文化の担い手の育成」について事務局からご説明お願いします。

事務局

「未来の文化の担い手の育成」について説明。

会長

2番目の柱についてのご意見を賜りたいと思います。

委員

子どもたちの文化芸術活動の支援ということですが、2020年のオリンピックに向けての文化プログラムというのは重要で、特に将来を担う子どもたちに参加できる仕組みを作っていただきたいと思います。

バイオリンや打楽器などのワークショップが個々にバラバラで行われているように感じます。静岡県の「ふじのくに子ども芸術大学」は、実行委員会があり、講座もそれぞれの専門分野で募集され、経費の一部を実行委員会が負担することもあるそうです。滋賀県にも、そういったことをしていただけると、ワークショップで色々なことがやりたいと思っておられる方も、自分で全部やらなくてもバックアップしていただけて良いのではないかと思いましたので、こういったことも考えていただきたいと思います。

アートマネージメントについてですが、びわ湖ホールや博物館が個々に 行うのではなく連携が必要だと思います。アートマネージメントの育成や 研修は行っているそうですが、やはりその方たちが活躍できる場所が必要 だと思います。

委員

ホールの子を見に行かせていただきました。2回目だったのですが、やはり子どもたちを見ていると体を動かして鑑賞していた子も居ましたし、 演題にも非常に感動しました。また、見ている人たちに対しても感動しま した。

生の舞台の良いところは、息づかいや舞台の匂いが体感できるところだと思っています。自宅でテレビやビデオを見るよりも感動を得られますので、もう少し回数を増やして欲しいと思います。それが将来の担い手の一つのきっかけに繋がるのではないかと思います。

委員

ホールの子事業についてですが、昨年この審議会で湖西と湖北の学校の参加が少ないのではないか、何か方法を考えてほしいと、お願いをしたのですが、今年、私が勤めております小学校がホールの子事業に参加しました。湖北・湖西も参加できるようになったと非常に喜んでおります。実際に参加した先生と子どもたちに話を聞きましたら、素晴らしかった、鳥肌が立ったと言っていました。全学年が参加できるよう、色々な取組を更に行っていただけると素晴らしい取組ではないかと思いました。

委員

ホールの子事業へ私も聴きに行きました。我々が聴いている場所は直接 生徒さんと出会う場所ではなかったので、終わってから生徒さんと話に行 きましたが、こういう機会があって非常に嬉しいと言っていました。昨年 よりもバスが増え、ずいぶん違うような気がしました。今後も続けていか れると良いと思います。

委員

ホールの子の事業のお話を伺っていると、だんだん育ってきている感じがするのですが、やはり楽しかったね。と、やりっぱなしになるのは、あまりにも勿体ないので、参加した生徒さんは先生と一緒に感想を言い合うような機会があればよいと思います。先生方の横の連携が、今できるのか分からないですが、滋賀県内の先生方同士が話し合える場があると、翌年に繋げていけるのではないのかなと思います。

委員

ホールの子事業は、非常に効果的になってきて嬉しく思っております。 例えば、うみの子の事業の場合は歴史も長いということもあり、学校の カリキュラムと繋がり、環境教育などの関係が出来てきているのではない かなと思います。

ホールの子の場合、フィードバックや音楽の授業のカリキュラムの中に 上手く組み込んでいくことがまだ出来ていないのかな、勿体ないと思って おります。このあたりをうまく組み込んでいけるよう学校の現場と連携し てモデルカリキュラム的なものへ発展していくと良いなと思っておりま す。

これから先、考えていただく時に、子どもや若者が本物の文化に触れる機会の充実と、重点施策の3と重点施策の4が、どちらかといえば、送り手と受け手をそれぞれに作りましょう、というイメージがあるのですが、今、芸術や音楽で送り手と受け手をそれぞれ育てるのは若干、古いような気がしております。それぞれ育てることも大事なのですが、むしろ一緒になって両者を育てていく、もう少しダイナミックな重点施策の3と重点施策の4を統合したような形が出来ないのかなと思いました。

事務局

ホールの子につきまして、たくさんご意見をいただきまして、ありがとうございます。

昨年度、湖北や湖西の小学校の参加率が低いのではないか、というご意見をいただきました。今年度から交通費の補助を拡充いたしまして、昨年度はバス1台5万円上限でしたが、遠い学校はバス代が大幅に超過してしまうため、参加しにくいというご意見がございましたので、その部分につきまして8割まで補助しますということで、たとえば、5万円を超えても10万円かかれば、8万円までは補助しますよ、という制度に変更させていただきました。併せてこちらからも色々と宣伝に出向きまして、ご理解をいただくようお願いしまして、長浜市などでは昨年度に比べますとたくさんの学校に来ていただけたと思っております。学校数でいいますと、こ

れまでで一番多く来ていただいたというようなことでございます。今後に つきましては、また、色々と宣伝等もしていく必要があると思っておりま す。また、ホールの子の関係で学校ではどのように受け止めているか、と いうようなご質問がございましたので、幼小中教育課からご説明させてい ただきます。

幼小中教育課

ホールの子につきましては、先程お話いただきましたように、小学校では音楽専門の先生が教えているわけではないので、子供たちと一緒に本物の音楽が聴けてとても素晴らしかった、というふうな感想が多いと感じております。教員の中にも横の繋がりを大切にしている教育研究会や、市の研究会等もありますので、そちらの方でもお互いに紹介し合ったりしていることも既にあると思います。

事務局

ワークショップ等の一覧性をもう少しもたせた方がよいのではないか、 というご意見をいただきました。

県の方でもパンフレット等を作成しまして、関係の各所に配布しておりますが、もう少し対象を広げて周知するなど考えていく必要があると思います。

アートマネージメントの問題につきましては、美術館、博物館、ホールのマネージメントは、どのくらい連携が出来ていくかということについては、おそらく全国的にもこれからの課題だと思います。そのあたりにつきましても、情報交換等、少しずつ何か出来ることがあればということで、考えさせていただきたいと思います。

会長

文化振興施策の3つ目の柱である「県民の主体的な文化活動の促進」に ついて事務局からご説明お願いします。

事務局

「県民の主体的な文化活動の促進」について説明

会長

3番目の柱についてのご意見賜りたいと思います。

委員

地域の人々の文化活動を推進するということで、ボランティアのお話が 出たと思うのですが、柱3だけではなく柱1にも関わるかと思います。

県が、滋賀の魅力を発信する事業を行ったときに、受け皿としての地域側のボランティア等を、どう上手く取り込んでいらっしゃるのかを確認させていただきたいと思います。

たとえば、大々的に琵琶湖全域で行われている水の文化の発信等が、も

しかするとモデルケースとして今後の文化発信に使えるのではないのか と思っています。別々の問題としてではなく、柱1と柱3を別々の問題と してではなく、上手く組み合せるように考えていただければ良いと思いま す。

委員

文化関係の NPO の一番の悩みは少子高齢化と活動拠点がないということです。

これから、どんどん統廃合されて廃校になる小学校が多いわけです。できれば廃校となった小学校を地域の芸術、文化の拠点として活かすような方針を県の方で出していただくとありがたいです。

委員

子ども・若者が本物の文化に触れる機会の充実、に関連すると思うのですが、図書館では絵本の読み聞かせを行っています。読み聞かせ、語るということは本当に素晴らしいことだと思いますので、そういったことも文化の中に入れていただきたいなと思っております。

県立図書館との関連事業の中に、書庫の見学会しか載ってなく寂しく感じます。県立図書館でも絵本の読み聞かせをやっておられますし、ボランティアも育成されています。守山市立図書館でも読み聞かせのボランティア養成講座を開くのですが、こういったこともボランティアの担い手の中に入るのではないかと思います。

実際、図書館を拠点として、そういう方を育てていきたいと思っておりまして、高齢者の方々などへの呼びかけをしておられる方も多いので、こういった図書館の取組は大事だと思いました。

事務局

今お話がありました魅力発信の地域の受け皿ですが、かなり幅が広いと思います。食事の提供や、おそらく現地での解説や道案内、色々なことがあると思いますが、実際、どのくらい十分出来ているのかということについては、確かにもう少しインフラ整備も踏まえて、分かり易くした方がよいのではないか、とのご指摘もあると思っております。

一方では、たとえば観光ボランティアのような形で、文化振興課の事業等で、歴史・文化等を学んでいただいた方が、市町の観光協会のボランティアガイドとして、現地で活動されているという事例もあります。そこをどう繋ぎ合わせられるかというご指摘かと思います。それにつきましては、今後、観光の部局等とも連携を考えさせていただきたいと思います。

文化の拠点ということで、学校や図書館というお話がございましたが、 学校につきましては、おそらく市町の教育委員会が持っておられると思い ますので、県では、なかなか言いにくいとは思いますが、地域の中でその ような資源をどのように活用していくのかを、考えていただくことは有意義なことだと思います。

生涯学習課

市町の図書館も同じだと思いますが、県でも絵本の読み聞かせのボラン ティアの育成等は実施しております。文化振興課と相談しながら文化振興 関連事業として掲載するかどうか検討したいと思います。

委員

瀬田に船幸祭というお祭があります。このお祭を体験したいという方はおられるのですが、地域の皆さんがなかなか参加できず、祭を支えるために色々な人にお願いをしているのが現状です。地域のお祭りを守っていくことが非常に大変だということがあります。

もう1点、以前は地蔵川に梅花藻がたくさん見ることができ非常に綺麗だったのが、所々、梅花藻が無くなりつつあると訪れた方がおっしゃっていました。なぜかというと、民家の前に人が集まったり民家の前で写真を撮るので立ち寄らないようにするために、地域のみなさんが逆に梅花藻を一部刈ってしまったということです。

文化は暮らしに密着していて、豊かな暮らしをするために文化があると考えています。こういう事例があるとすれば、未来の文化の担い手の育成や、県民の主体的な文化活動の促進など、やっておられることは非常に素晴らしいのですが、未来の文化の担い手は、仮想の箱の中で一流の芸術家を作るために子どもたちに何か情報を与える。県民主体の文化活動の中に、ほとんど子供は居ないが、それを守るために一生懸命に大人が汗をかいている。こういったことを少しずつ改善していくことが、文化を継承する、豊かな暮らしを守っていく、ということにおいて必要なのではないかと思います。

■議題2 新生美術館の設計概要および休館中の活動について

会長

議題2の「新生美術館の設計概要および休館中の活動について」ご説明 お願いします。

事務局

事務局説明

会長

ただ今、色々ご説明いただきました。これにつきましては、報告事項と 理解して、ご質問がございましたら賜りたいと思います。

会長代理

富山県立近代美術館は今年オープンするのですが、近代美術館から県立 美術館に新しい場所に変わります。グランドオープンは10月なのです が、その前から既に少しずつオープンしていっています。こういったやり 方は、県民等にアピールする力が非常にあると思います。

新生美術館は、既存のスペースはあるのですから、そこを上手く活用していきながらやっていく。何らかの形で少しずつオープンして、グランドオープンは2020年3月というようなプログラムを作ってほしいという気がします。そうすることで、ワクワク感みたいなものが県民にもアピールできるのではないのかなと思います。

たとえば陶芸の森が代わりに美術館をアピールしていく。タイアップが必要なのかなと思います。活動は情報として入ってくるが、やはり実際に見ることでアピールしていくことが大事だと思います。

文化ツーリズムですが、地域ミュージアムという言い方に変えて、例えば、アール・ブリュット、神と仏の美などで地域を一つの美術館やネットワークのような形で、学芸員の方が一つのプログラムを組む等が大事だと思います。地域もアピールでき、それに対して学芸員も研究できると思います。3本柱、アール・ブリュット、神と仏の美、現代美術、3本のアピールを何かの形でやっていく方法があると思います。

10月に日本橋に「ここ滋賀」が出来ます。そこも美術館の発信や宣伝にぜひ使っていただきたいと思っております。

委員

子ども招待の日を作ることは出来ないのかなと思っております。出前授業で、美術のお話をしていますので、最初が大事だと思います。上手くいけば、前に聞いた話だと興味を持ってもらえれば、今後、お客様となって定着すると思いますので、可能であれば検討していただきたいと思います。

伊能委員

美術館の移動展示についてですが、今年の10月頃に成安造形大学で開催されるということですが、できれば県外でも開催して欲しいと思います。東京等では展示スペースは色々あります。規模を縮小してでもよいのでコレクションを持って行き、滋賀県で今度リニューアルオープンする美術館は、こういう作品をテーマに見せていきます。というアピールを県内だけではなく、県外でもしていただけたらと思います。

事務局

開館までにしばらく期間がありますので、出来る限り地域に出向き、美術館の活動を紹介し期待感に繋げるということを、是非ともやっていきたいと考えております。

陶芸の森とのタイアップですが、普段から色々と連携をしております。 特に工芸部門は連携しやすいと思いますので、今後もタイアップしていき たいと考えております。

文化ツーリズム、地域のミュージアムということですが、まさに新生美 術館は美の滋賀の入口・拠点になっておりまして、地域といかに繋がって いくかということはキーワードと考えておりますので、常に地域を意識し ながら3本柱を中心に展開をさせていただきたいと思っております。

10月にオープンします、「ここ滋賀」での事業発信ですが、既にこち らを活用して実施したいと思っている事業がございます。その際、新生美 術館を PR していきたいと考えております。

県外での移動展示ですが、今、休館をしておりますが、作品を県外の美 術館あるいは博物館で預かっていただくということを行っております。そ の際、県外で預かっていただいた美術館で、滋賀県の近代美術館の所蔵品 ということをご紹介いただき、あわせて新生美術館につきましても紹介い ただくといったことを始めております。県外向けにもしっかりと発信をし ていきたいと考えております。

子どもさんを呼び込むという件につきまして、今、現在でも親御さんと のワークショップは実施しておりますが、キッズスペースを活用しなが ら、敷居が高いと思われないような美術館に出来ればと考えております。

■議題3 その他

次に議題3その他について、事務局から報告お願いいたします。

ア 文化芸術振興基本法の一部改正について報告。

イ 県の財政収支見通しについて報告。

この2つにつきまして、それぞれご質問等ございましたら賜りたいと思 います。

文化芸術基本法に関してですが、今回改正された中で高齢者障害者が行 う文化芸術活動の充実といったところに、もう一歩踏み込んで創造的活 動・公演への支援ということも具体的に明示されました。

文化の法律だけではなく、障害福祉関係も文化の重要性を認識してお り、色々な計画に入ってきているということをお伝えしたいと思います。 今、内閣府で次年度からスタートする障害者基本計画の第4次の計画につ いて議論がされています。第4次では教育、文化、スポーツは項目として 独立しました。アート分野も優れたものについては海外に発信しようとい うことまで盛り込まれようとしています。

会長

事務局

事務局

会長

委員

一方、滋賀県を振り返ってみると、滋賀県は国で決まる前から文化振興基本方針にも十分に施策が書き込まれていますし、さらに都道府県でいう障害者プランは滋賀プランという名前でやっていますが、そちらにも具体的に書き込まれています。糸賀一雄記念賞音楽祭は、滋賀県が半額補助で16年続けてきている事業です。ここに写っている団体は、この秋にフランス・ナント市で公演をするのですが、先方のディレクターがこの団体は出てほしいと選ばれて行くということに繋がっています。滋賀県が長年、国に先行して取り組んできたことが効果として繋がっているということを、色々な施策は打つが効果はどうなるの、というお話がよく出ますので、その一歩の効果として繋がっているということをご紹介したいと思いお話しました。

委員

びわ湖ホールの改修の件ですが、壁面の改修をなさっているのですか。 どのくらい改修される計画があるのかお聞きしたいと思います。

事務局

壁面の改修につきましては、今年の12月までの予定でございます。 今後、大きな課題になってまいりますのは舞台を動かすための装置や、 照明、音響というような設備類が20年経ってきておりますので、どのよ うに直していくのかということにつきまして、先程、申し上げましたとお り優先順位等も検討しながら、財政的なことも含めて決めていく必要が出 てくるということでございます。

委員

世界に発信するびわ湖ホールですので、改修のほう、どうぞよろしくお願いいたします。

委員

財政・財源のお話ですが、まず儲けないと文化も何も出来ないと思います。隣の京都に山のように外国人が来ているのに、どうしてそれを取り込まないのだろうかといつも思います。びわ湖ホール、アール・ブリュット、琵琶湖のリゾート、陶芸の森がやっておられる国際的なアーティスト・イン・レジデンス、いくらでも世界に発信できると思います。京都に来ている山のような観光客を滋賀県に取り入れて、文化の力で儲ける仕組みを少し考えられてはどうなのかなと思います。ものすごく可能性はあると思います。

会長代理

例えば、旅館やホテル関係でどのくらいの海外の観光客が利用しているのか利用数は掴んでおられますか。そういったことが掴めることにより、アピールの仕方が変わってくると思うのです。滋賀県の入り口が、今まで

とは少し変わってきているのかなと思います。そういった場所に滋賀県が きっちりとアピールしていくことで、次の中へ入っていくやり方があると 思います。

ビワイチが今、人気になりましたが、ものすごくアピール出来ていると思います。そこから外へ放射状に散っていくよう総合的に計画を組んでいくと、京都まで来ている人が実際には滋賀まで入ってきているので、うまく誘導していくことは可能だと思います。

ぜひ県の全体で取り組んでいただきたいと思います。それが少しでも財源に繋がっていくのではないのかなと思います。

事務局

データをきちんと掴んできちんと分析し、どういうターゲットに対して どのように発信するか、より多く滋賀に来ていただけるのか、滋賀を楽し んでいただけるのか重要だと思います。

例えば、文化も一つの観光の魅力的な素材であります。ただ文化だけにとらわれるのかというとそうではなく、例えば食文化を組み合わせる、あるいは歴史、滋賀が持つ長い歴史の中のストーリーを上手く組み込む、その辺を上手く連携し自分たちのカテゴリーだけ人を呼ぶのではなく、もう少し視野を広げ、どうすれば滋賀に呼び込めるのか、あるいは相乗効果が出せるのかを考える必要があると思っております。今、どのホテルにどの国の人が何人来ているのか、ということもきちっと押さえながら、商工観光労働部、あるいは農政水産部など様々な部局と連携し、今、いただきましたご意見を重く受け止め、今後の施策に取り組めるものは積極的に早く取り組んでいきたいと考えております。

会長

滋賀県の文化振興基本方針は非常に先進的です。

構造的に言いますと都道府県や市町村の文化政策は、法定外自治事務であり国の委託を受けて行う仕事ではありません。図書館をつくろうが、文化ホールをつくろうが、博物館を持とうが、持たなかろうが自治体の勝手なのです。あるいは政治の攻撃材料や取引材料にされやすいため、不安定さが付きまとうのです。であるからこそ、自治体の文化条例が必要なのではないのか。色々と行政に対する確固とした足がかり、義務を課すというもの。それを全国で一番最初に作ったのは静岡県です。滋賀県はそのトップグループのメンバーであることは事実です。

基本方針が出来たら終わりという自治体が多いのですが、県はそうではなかった。それを基に、色々な仕事をやっているということをぶら下げ、リストアップしてくれました。方針通り動いているのか、読み合わせた方がよいかもしれません。

部局と連携すればもっと上手くいく、部局間の共同連携、クロスオーバーが必要になってきていると思います。一つの施策で、複合効果を持っているものを優先順位に上げるべきではないのか、考えるべき転換点にきているのかなと思います。

今後の財政運営ですが、正直、滋賀県の考え方では非常に苦しいです。 このシビアな未来をいかに切り抜けるのか、方法は2つしかないのです。 一つはしっかりとした市民プライドを持った次世代の育成を行い、県内 の定着人口を確保していく、あるいは帰ってくる人口を確保する、未来へ の投資です。学校との連携も考える必要があると思います。そうすると、 びわ湖ホールも学校と連携できます。美術館もそれに向けて足を踏み入れ られると思います。

もう一つは、お金の問題をもっと考えるべきだと思います。観光と繋がっている文化財活動ですが、素敵な景色も、神社、仏閣も観光のためにあるのではないのです。しかし、本当の意味で優れた観光、尊敬、憧れられるものは比較対象外になっています。県の行政や民間の団体と共同で組み立てコプロダクションしながら組み立てていくのか、政策の踏み込みが要求されていると思います。県の政策担当、県内の企業、事業者との間の意思疎通の問題だと思います。共同の作戦をいかに有効に立てられるのかが問題だと思います。そういう観点で文化政策として考えることが、ますます重要ということを確認しました。

もっと本気になって県の文化を活用しなければ、滋賀県は損するばかりです。今日はそのようなことが確認できたと思っております。

本日は、ご協力ありがとうございました。

以上をもって文化審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

事務局

■閉会あいさつ